

第4章 事業・施策の実施状況の点検

点検1. 地域福祉の基盤整備の充実

1. 地域福祉ネットワークの充実

- 社会福祉協議会が主体で「地区コミュニティーネットワーク事業」を実施しています。
- 町内を6地区に分けて地区ワーカーを配置し、地区ごとに課題把握して地区で解決を行っています。地区ワーカーと地域の力で地域福祉ネットワークを進めてきました。これにより住民の理解も深まっています。
- 地域資源（人材や施設）の活用ができていない状況にあります。

2. ボランティア活動

<ボランティアの推進>

- 小学生ボランティア研修会、中・高校生ボランティア研修会を実施しています。内容としては、車いす体験、災害と障がい者などについて実施しています。
- 小、中高生への開催は年1回のみであり、終了後の活動の場づくりやフォローアップができていないのが実情です。また、継続的なボランティアが必要です。
- その他、音訳ボランティア養成講座、手話ボランティア養成講座を実施しています。

<シルバーボランティア>

- 各字公民館で行っているミニデイサービス事業を支えるボランティアとして、高齢者自身も参加しています。
- 高齢者宅に定期的な友愛訪問活動を実施しています。
- 地域によってはシルバーボランティアが結成されていないところもあります。シルバーボランティアの周知と研修（養成）が必要です。

3. 福祉教育の推進

- 町内の学校への「ボランティア活動推進校」の指定を行い、学校と協力して児童・生徒のボランティアの推進を図っています。
- 福祉教育としては、車いす体験、高齢者疑似体験、アイマスク体験、点字学習、福祉講話などを実施しています。体験指導は、毎回初級向けの内容であり、中級、上級編の福祉教育も必要です。
- 旧東風平側の学校からの依頼が少なく、旧具志頭側に偏っています。

点検2. 介護保険給付サービスの推進

1. 介護保険給付サービスの質の向上の充実

- 介護保険サービスは沖縄県介護保険広域連合が主体となって取り組んでいます。質の確保や向上については、広域連合と連携して取り組みを行っています。

2. 地域密着型サービスの整備充実

- グループホームは平成23年5月に新たな1施設が開所し、2施設体制となって待機者が解消されました。
- 小規模多機能型居宅介護施設（定員25名）は空きがあり、パンフレット等で情報提供を図っています。
- 一部ユニット型介護老人福祉施設の廃止に伴い、平成26年度に16床を地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護と見込んでいます。

点検3. 介護予防事業の推進

1. 特定高齢者への介護予防の充実

- 介護に陥る恐れのある、虚弱な状態の高齢者に対し、個別の介護予防を行い、運動機能等の向上を図っています。
- 運動機能訓練の時期が集中して待機者が出ているため、調整が必要です。
- 65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者を抽出し、全員に基本チェックリストを配布し、生活機能評価を行っています。特定高齢者を把握する事業ですが、この生活機能評価を受けた高齢者が少ないです。

2. 一般高齢者への介護予防の充実

- 一般高齢者とは、元気な高齢者のことであり、元気なときから介護予防のための健康づくりを行い、健康の維持を図っています。
- 主な事業として、「字と一てい語らな事業」のミニデイサービスなどを行っています。
- 参加者は老人クラブ会員がほとんどです。(老人クラブ加入者数は横ばいであり、あまり増減がありません。)
- 役員やボランティアも老人クラブで行っているので、負担が大きいです。
- 広く地域の高齢者が集まる場となるように、周知が必要です。
- ミニデイサービスの中で、栄養士の講話、訪問派遣で栄養指導や、歯科衛生士の講話、個別訪問による口腔機能向上の指導も行っています。
- 閉じこもり予防を目的に専門員を派遣して講話や教室などを開催しています。
- ミニデイサービスやサロンの場などでうつ予防教室を実施しています。
- 各種指導について、ミニデイサービスやサロン、健診を受けていない方への対応を検討する必要があります。

点検４．包括的支援事業の推進

１．地域包括支援センターの機能充実

- 平成 22 年 4 月に委託から直営へ移行し、実施しています。体制は所長 1 人、主任ケアマネジャー 1 人、社会福祉士 1 人、看護師 1 人、介護支援専門員 2 人、事務員 1 人の体制となっています。
- 個別相談に対応できるよう、別室の相談室を確保し対応することで相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるようになりました。

２．包括的支援事業の充実

- 適切な相談対応が行えるよう、会議や研修会等へ参加することで職員の資質向上が図られています。相談件数の増加と、相談内容が複雑化しており困難ケースもある中、支援体制の強化が必要です。
- 権利擁護事業については、窓口での相談対応の他、住民健診やミニデイサービス等で周知活動を行うことで、高齢者の権利擁護に対する認知が高まってきました。住民健診やミニデイサービスでの周知が主なため、これらの機会に参加しない高齢者への周知が課題となっています。
- 医療機関等の関係機関と調整会議を行うことで、連携体制づくりへつながりました。
- 関係機関との連携体制づくりに努め、相談対応や支援の充実を図るためにも、研修会等への参加を継続して行うことが必要です。

点検5. 高齢者の生活を支援するサービスの充実

1. 任意事業の充実

- 市町村の判断で行う任意事業についての取り組みです。
- 「いきいき活動支援通所事業」は送迎つき、日帰りでのデイサービスを行っています。利用人数に限りがあるため、希望者全員の受け入れが難しい状況です（キャンセル待ちがある）。
- 「配食サービス」は利用者が増加しています。夕食の対応をどうするか検討が必要となっています。（ボランティアの確保等）
- 「緊急通報システム」では、一人暮らし世帯数に比べて設置者が少ないです。システムについての周知広報が必要です。

2. 町による福祉サービスの充実

- 「軽度生活援助事業」は、介護保険を受ける程ではない高齢者へのヘルパー派遣をしています。
- サービスの広報が必要です。
- そのほか、「生活管理指導短期宿泊事業」「寝たきり老人見舞金支給事業」を実施しています。

3. 社会福祉協議会による福祉サービスへの支援

- 「リフト車両レンタルサービス」「福祉機器貸し出し事業」「訪問理美容サービス」を実施しています。
- 「福祉機器貸し出し事業」では、無料で借用できるので好評です。介護ベッドは借用されると長く返ってこないことが多くなっています。
- 「訪問理美容サービス」は協力店が少ないため、協力事業者の掘り起こしが必要です。

4. 情報提供の充実

- 町の広報紙やホームページで情報を発信しています。民生委員・児童委員との連携、協力をお願いする必要があります。

点検6. 生きがいづくりの推進

1. ふれあい、交流機会の拡充

- 子ども達との世代間交流を実施。
- 社会福祉協議会が実施している「ふれあいいきいきサロン」は誰でも気軽に楽しむことができる、交流の機会です。(介護保険の要介護認定者でも参加できます。)
- 地域の方の協力を得ながら実施しており、地域コミュニティづくりにもつながっています。
- サロンは現在具志頭地区だけにあり、東風平地区のサロン実施が課題となっています。
- 生きがい・健康づくり活動等に取り組む老人クラブの活動を支援しています。
- 老人クラブでは、単位老人クラブが26あります。地域によっては老人クラブがまだ結成されていないところもあり、町の自治会33か所のうち、7か所がまだ未加入となっています。

2. 生涯学習、文化活動、スポーツ活動の推進

- 町では、公民館事業として、様々な教室や講座を開催しており、高齢者も多く参加しています。
- 人気のある講座に偏りがあり、より地域のニーズを把握して開催する必要があります。
- 講座案内等については、情報提供の際、スーパーへのチラシ配布、ポスター掲示を実施しました。

3. 高齢者の就労の支援

- シルバー人材センターを活用して雇用を創出しています。

点検 7. 生活習慣病予防と健康づくりの推進

1. 生活習慣病の予防

- 特定健診と特定保健指導を実施しています。長期にわたり、健診を受診していない人が見られるため、このような方に対しての受診勧奨を行う必要があります。
- 健診は受診しても、毎日の生活が忙しく、生活習慣の改善に至らない人もいます。
- 40歳よりも若い世代の受診者が増えてきました。
- 受診者が増加してきていますが、医療や指導が必要な人に、十分に対応できていない状況です。

点検 8. 認知症対策の推進

1. 認知症のための介護保険サービスの充実

- 町内には認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2か所あります。平成23年度に1か所新しく開所し、2か所の体制となり、待機者の解消が図られました。
- 後期高齢者の増加などにより、今後も認知症の介護サービス利用は増えていくと考えられます。広域連合と連携を密にして対応を検討する必要があります。

2. 認知症予防対策の充実

- ミニデイサービスやいきいき活動に参加する方を対象に、認知症についての講話を行い、予防のため、指先を動かす絵付け体験を行うことで、理解が深まり予防が図られました。
- 認知症サポーター養成講座を行うことで、認知症に対する理解が深まっています。対象者が70～80代に偏っていたので、60代等、若い世代も対象として取り組む必要があります。
- 認知症予防の講話はミニデイサービスやいきいき活動に参加している方を対象としているため、参加していない方を対象とした講話の実施が課題です。

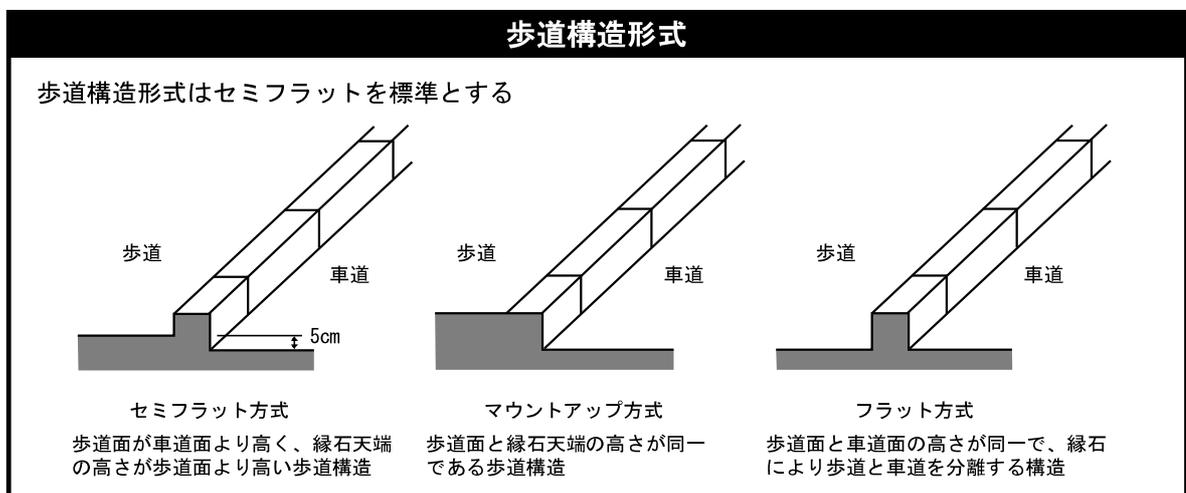
点検9. 安心して暮らせる地域環境づくり

1. 住宅対策の推進

- 町営住宅については、高齢者等の利便性、安心、安全を考慮して整備を図る必要があります。今後、町営住宅の立て替えの際にはバリアフリー化を検討する必要があります。
- 介護保険における住宅改修について、パンフレットを配布するなどして助成制度の周知に努めています。住宅改修の相談については、地域包括支援センターや各事業所のケアマネジャーを通じて、円滑に申請できるように調整を図っています。周知の徹底が課題となっています。

2. 道路や建物の福祉のまちづくりの推進

- 建物等については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいて整備されるため、新しい建物はバリアフリー化がされています。古い建物については改修の際にバリアフリー化を図る必要があります。
- 道路環境については、歩道を設ける際、歩道部分で乗り入れ口等の勾配を極力なくすため、セミフラット形式で工事を行っています。
- 今後、公共施設等に近しい幹線道路の歩道部には、夜間の歩行者の安全性確保のため、道路街灯の設置、視覚障がい者のための点字ブロックの設置を行う必要があります。
- 平成23年度に「都市公園施設長寿命化計画」を策定します。
- 高齢者や障がい者の利用に支障のある箇所をバリアフリー化するなど、この計画の中で示し、実施を目指すものです。



3. 防災・防犯対策

<防犯>

- 夜間パトロール、防犯灯の設置を行っています。自治会未加入地域において、防犯灯の設置が遅れているところがあります。
- 安全なまちづくりのための研修や講演会の開催、リーフレット配布などが必要です。
- 詐欺等の被害防止のために広報活動、ミニデイサービス等での周知活動を進めています。

<防災>

- 自主防災組織の育成のために、研修会等を開催しました。また、社会福祉協議会では、防災についての研修や防災訓練等を実施しました。
- 災害時要援護者対策のために、高齢者の見守りネットワークとして、登録制で緊急時に備えて台帳管理を行いました。このネットワークを知らない高齢者に対して、周知を広げていく必要があります。
- 高齢者の見守りネットワーク事業は、平成24年度から障がい者を含めた要援護者見守りネットワーク事業に移行して展開します。

